

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から49年12月まで

私は、結婚した昭和53年に初めて国民年金に加入した。54年3月に誕生した長女のポリオの予防接種に行った際、A公民館で年金未納者に対する臨時の徴収が実施されることを知ったので、後日、銀行から約30万円を引き出し、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。

当日は、春なのに肌寒かったと記憶している。その当時は、自動車免許を保有しておらず、自転車にも乗れなかったため、夫の車に乗せてもらいA公民館に行った。何度も夫の手を煩わすのは申し訳ないと思い、一括納付するつもりで出かけた記憶がある。

申立期間の保険料を納付しに行った際、A公民館の2階（畳の部屋）には3人ぐらいの男性職員がおり、私は、40歳くらいの方に対応してもらった。私以外にも数人が保険料を納付しに来ていた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、銀行の預金口座から約30万円を引き出し、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しており、第3回特例納付期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）内に申立期間の保険料を納付した場合の納付金額については、申立人の主張する金額とおおむね一致する。

また、申立人は、口頭意見陳述において、第3回特例納付期間内には、運転免許を取得しておらず、自転車に乗ることもできないため、申立期間の保険料を1回にまとめて納付した以外の記憶は無いと主張していることから、その主張には、信憑^{びよう}性が認められ、疑義を呈する余地は無いとの結論に至った。

さらに、申立人の夫からは、申立人から未納分の保険料に係る相談を受け、「まとめて納付した方が良い。」と回答したとする旨の証言が得られたこと

から、申立内容に信^{びょう}憑性が認められる。

加えて、第3回特例納付期間当時のA公民館では、予防接種が実施されていたことが確認でき、事実、申立人から提出されたその長女に係る母子健康手帳により、昭和54年10月及び55年5月にポリオの予防接種を受診したことが確認できることから、申立人の主張を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和 35 年 7 月 31 日から同年 8 月 6 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 7 月 31 日から同年 8 月 6 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 35 年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 37 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 37 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 31 日から 36 年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 31 日から 38 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた昭和 35 年 7 月 31 日から 36 年 4 月 1 日までの期間及び A 社及び B 社に勤務していた昭和 37 年 3 月 31 日から 38 年 6 月 30 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。私は、A 社に入社し、途中、B 社に 6 か月勤務したが、間を空けずに A 社に戻り勤務しているので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、時期は不明だが、申立期間のいずれかの期間において、A 社の関連会社である C 社にも勤務していた記憶があるので、併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A 社は、申立人に係る昭和 34 年 10 月分から 39 年 3 月分までの賃金台帳を保管している。この 34 年 11 月分には、賃金計算期間として同年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までと記載されているとともに、この賃金台帳が同

年11月分である旨の記載及び支給日が同年11月25日である旨の記載が確認できることから、同社においては、i) 給与の計算期間として毎月1日から月末までとなっていたこと、ii) 当月の給与は当月25日に、25日から月末までの分については先払いする形で支給されていたことが確認できる。

また、A社の賃金台帳の記載を精査したところ、法令に則った正しい処理とは言えないものの、i) 昭和35年2月に申立人の給与額が変更された際に、厚生年金保険料も変更されていること、ii) 36年2月に申立人がA社において2回目に厚生年金保険被保険者資格を取得したときから厚生年金保険料を給与から控除されていること、iii) 37年3月に申立人の給与額が変更された際に厚生年金保険料の額も変更されていることから、同社においては、厚生年金保険料の控除について、当月控除方式を採用していたと推認できる。

- 2 申立期間①については、上記を前提とすると、申立期間①のうち、昭和35年7月支給の給与については、8月分の給与の5日分が支給されている旨の記載が確認できることから、同年7月については申立人が月末まで勤務していたことが推認できる。

また、A社の賃金台帳により、昭和35年7月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和35年7月の標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額に対応する標準報酬月額が存在しないため、最も近似する額である9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、A社が保管する賃金台帳では、申立期間①のうち、昭和35年8月6日から同年8月31日までの期間については、申立人に対する給与の支払は無く、同年9月1日から同年9月30日までの期間については、申立人に係る記載は無く、同年10月1日から36年1月31日までの期間については給与が支払われているものの、厚生年金保険料については給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立期間①当時にA社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①のうち、昭和35年8月6日から36年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 A社に勤務したとする申立期間②について、上記1を前提とすると、申立期間②のうちの昭和37年3月分の給与については、同社の賃金台帳により、基本給が前月までと同額であり、日割計算が行われていないことが確認できることから、同年3月については月末まで勤務していたことが推認できる。

また、A社が管理する賃金台帳により、昭和37年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、昭和37年3月の標準報酬月額については、賃金台帳により標準報酬月額1万8,000円に対応する保険料が控除されていることが確認できることから、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和37年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 一方、A社が保管する賃金台帳では、申立期間②のうち、昭和37年4月1日から同年11月30日までの期間については、申立人に係る記載は無く、同年12月1日から38年6月30日までの期間については、給与の支給はあるものの、厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②当時にA社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②のうち、昭和37年4月1日から38年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 6 申立期間②のうち、B社に勤務したとする申立てについては、申立人が主張する所在地に同社が所在し、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚については社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者

名簿に登載されていることが確認できることから、申立人が勤務していたと主張する事業所はD社と考えられ、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、D社に勤務した時期について正確に記憶していないが、A社が管理する賃金台帳には、昭和37年4月から同年11月までの期間について申立人に係る記載が無く、同社から申立人に給与が支給されていないものと推認できることから、この期間にD社に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間②のうち、昭和37年4月1日以降については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号にも欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間②当時にD社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間②当時のD社の事業主に照会したところ、申立人が主張する業務については、別会社のE社（事業主がD社と同一人）において行われていた業務であり、E社は、昭和36年に運送業の免許を取得し、同社の当初の所在地についてはFではなくG区であったところ、時期は不明であるものの、Fに移した旨の証言が得られた。そのE社は、社会保険庁のオンライン記録により、新たに昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社及びE社の申立期間②当時の事業主からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、E社を買収したH社の担当者に照会したものの、当時の資料は残存していない旨の回答であったため、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がD社に勤務したとする申立期間②のうち6か月の期間について、厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 7 申立人は、申立期間①又は②のいずれかの期間において、A社の関連会社であるC社にも勤務していたと主張しているが、A社に勤務していた同僚からは、申立人が同社を一度退職し、約1年後に再度同社に復帰した後、C社に勤務した旨の証言が得られたことから、申立人が一時期、同社に勤務していたことが推認できるものの、申立期間①又は②に厚生年金保険料

を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間①又は②内にC社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録では、C社は、昭和37年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に他界しているため、当時の状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が管理するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号にも欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社が管理する賃金台帳により、申立人がC社に勤務していたと考えられる期間についても、申立人は、A社から給与が支給されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人がC社に勤務したとする申立期間①及び②のいずれの期間についても、厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和45年4月1日から同年5月1日までの記録が無かった旨の回答を受けた。A社には昭和45年4月1日から正社員として勤務していたと記憶しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実が確認できる在職期間中の給料明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が同社に昭和45年4月1日から勤務し、同年5月分から46年3月分までの給与について、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人は、社会保険庁の記録により、昭和46年3月6日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できるが、同年3月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されていること及び同社への照会結果により、同社における保険料控除については翌月控除方式であったことが確認できることから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額により、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の昭和 22 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店（現在は、C 社 D 支店。）における資格取得日に係る記録を昭和 22 年 6 月 30 日に訂正し、同年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうちの昭和 22 年 6 月分から同年 8 月分までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②の A 社 B 支店における資格取得日については、昭和 23 年 1 月 1 日、資格喪失日については、同年 6 月 30 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 23 年 1 月 31 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた昭和 22 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 23 年 1 月 31 日から同年 5 月 1 日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。同一企業内における異動であり、A 社に継続して勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、C 社からの回答及び同社から提出された退職者名簿並びに同社が昭和 31 年 10 月に発行した 10 年勤続の表彰状により、申立人が両申立期間当時に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

2 C 社に照会したところ、両申立期間当時における申立人の社会保険の適用に関する取扱い及び作業所における厚生年金保険の適用に係る取扱いに

については、当時の資料が残存していないため不明であるものの、申立人は当時準社員であり、準社員についても正社員同様に社会保険に加入させていたと思料されるところの回答が得られた。

また、両申立期間当時、A社に勤務していた同僚18人のうち、存命中で連絡先が判明した一人に照会したところ、申立人が申立期間①当時に正社員として勤務していた旨の証言が得られた。

さらに、両申立期間当時の同僚18人のA社における厚生年金保険の加入状況について、社会保険庁のオンライン記録により確認したところ、オンライン記録により確認できた8人のうち、5人については加入期間の欠落期間が無かったことが確認できる。

加えて、申立人に申立期間①当時の状況を聴取したところ、A社B支店管内の出張所等に出張勤務することはあっても、途中で退職したことは無く、継続して同社に勤務していたとの回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険業務センターが管理する申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者台帳における厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和22年9月1日）の記録により、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所が管理するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、生年月日については昭和6年6月8日と申立人のものとは異なるものの、申立人と氏名が同一であり、かつ、厚生年金保険記号番号については申立人の基礎年金番号と同一で、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和23年1月1日、同資格の喪失日が同年6月30日となっている申立期間②当時の記録が存在することが判明した。

この記録については、i) 申立人がA社の入社時に払い出された厚生年金保険記号番号と同一番号であること、ii) 生年月日については申立人のものと10日違いであり、誤記載の可能性が高いこと、iii) 申立期間②とほぼ一致する期間の記録であること、iv) 資格取得日がA社から提出された退職者名簿により確認できる同社E事務所への転勤日と同一であることなどから、申立人の記録であると考えられる。

また、上記1に記載したとおり、申立期間②内に申立人がA社に継続して勤務していたことが確認でき、これらのことから、申立期間②についても上記の記録のとおり、昭和23年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月30日に同資格を喪失したことが推認できる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年2月までの期間及び同年7月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から6年2月まで
② 平成6年7月から7年3月まで

国民年金加入当時の平成7年4月ごろ、役場から国民年金保険料の未納期間がある旨の通知が届いた。7年5月ごろ、自分の銀行口座から引き出したお金と親からの借金を元に両申立期間の保険料を町役場（当時）において一括納付したので、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年5月ごろに両申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立期間①については2度にわたり重複納付及び厚生年金保険被保険者資格の取得による保険料の充当処理（充当期間：平成5年6月分並びに同年11月分及び同年12月分）が行われたことが確認できることから、充当処理が行われた7年7月及び同年12月時点では、申立期間①の一部については保険料が未納であったことが推認できる。

また、申立人は、平成7年4月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、同年2月11日以降と考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、町役場において申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成7年2月時点では、申立期間①及び申立期間②の一部の保険料については、過年度保険料となり、通常、日本銀行歳入代理店に指定されている金融機関において保険料を納付するのが一般的であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 49 年 9 月まで

私は、昭和 50 年ごろに市報を見て、国民年金保険料の特例納付制度のことを知り、国民年金の加入手続を行った。その後、社会保険事務所において申立期間の保険料額を教えてもらい、A 市役所において、特例納付制度を利用して現金で一括納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を特例納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、52 年 1 月 20 日から同年 1 月 26 日までの間と考えられ、事実、この時点では、納付が可能であった 49 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料を 52 年 1 月に過年度納付しているものの、申立期間については時効により保険料を納付できず、かつ、特例納付制度の実施期間外であったため、特例納付制度を利用して申立期間の保険料を一括納付することもできない。

また、申立人は、申立期間の保険料として 17 万円程度を一括納付したと主張しているが、仮に、第 3 回特例納付期間（昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日まで）内に申立期間の保険料を一括納付した場合の保険料額と大きく相違する上、申立人は、申立期間の保険料を納付した際に領収書を受領していないと主張するなど、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年9月まで
社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和51年1月から同年9月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。
しかし、私は、保険料の還付を受けた記憶は無い。
このため、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、国民年金被保険者資格の喪失年月日が昭和51年1月1日と記載されており、その記載時期については同年10月と判断できるゴム印が押されていることから、社会保険事務所では、この時期に申立人が厚生年金保険被保険者資格を有していたことを把握した上で申立期間の国民年金保険料相当額を還付したものと推認できる。

また、還付年月日は不明であるものの、申立人に係る昭和51年10月分からの国民年金保険料については納付実績が無いことから、保険料相当額の還付金が同年10月以降に還付されたものと推認できる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に記載されている還付金額が納付した国民年金保険料と一致する上、申立人は、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票により、昭和51年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、同台帳により、同年1月1日に国民年金被保険者資格を喪失したことがそれぞれ確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 46 年 3 月まで
成人式に出席した際に年金の話があったので、区役所において国民年金の加入手続を行って国民年金手帳を受領した。2 年目からは、その当時の住み込みの勤務先に集金に来た地区の自治会の担当者を通じて国民年金保険料を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民手帳記号番号から、昭和 46 年 4 月 1 日と考えられ、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、当初から、申立期間の保険料を区役所において納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和 46 年 4 月時点では、申立期間の保険料の過半については過年度保険料となり、通常、日本銀行歳入代理店に指定されている金融機関において保険料を納付するのが一般的であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことは無いと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、およそ 1 年分の保険料を一括納付した後、A 町役場において毎月納付しており、同町役場の窓口において未納は無い旨を確認した記憶もある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人に対し昭和 62 年 7 月 6 日に過年度保険料に係る納付書が発行されたことが確認できることから、この時点では、納付が可能であった申立期間の直後の 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料については、申立人が同納付書を使用して過年度納付したことが推認できるものの、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間については、39 か月と 3 か年度にわたっており、少なくとも 3 回以上納付書が発行されるはずであり、そのすべての期間について、納付書による保険料の納付が可能であったことから、A 町役場が指定する国民年金保険料収納指定金融機関及び行政側の瑕疵^{かし}によって保険料納付記録が消失したとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 9 月ごろ、夫の転勤により A 県 B 市から C 区に転居し、C 区役所に出向いて国民年金の継続手続及び口座振替による保険料の納付手続を行った。申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 3 月間の保険料については C 区役所で納付し、58 年 1 月以降の保険料については口座振替により納付した。社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和 57 年 12 月 26 日付けで「被保険者資格喪失届」が提出されていると言われたが、そのような届出を提出した記憶は無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 9 月ごろ、A 県 B 市から C 区に転居し、C 区役所で国民年金の継続手続及び口座振替による保険料の納付手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、同年 12 月 26 日付けで任意の国民年金被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立期間の大半については国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、社会保険庁の記録により、昭和 61 年 6 月 21 日に同年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金第 3 号被保険者資格を取得したことが確認できることから、同年 4 月以前には任意の国民年金被保険者資格を有していなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の一部について、口座振替により保険料を納付したと主張しているが、保険料の口座振替後、金融機関から送付される「振替済のお知らせ」について申立人の記憶が無いので、口座振替による保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 47 年 4 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 37 年 1 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和 37 年 1 月ないし 38 年 7 月に、A 県 B 市内の郵便局において国民年金の加入手続を行い、その時、1 回目の保険料として 200 円ないし 300 円を納付したことを記憶している。

その後、私は、昭和 38 年 8 月に B 市から C 市へ、43 年 8 月に同市から D 市へと転居を繰り返したが、その間の保険料については、婦人会、官舎の集金人又は夫の職場を通じて納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 5 月 22 日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和 37 年 1 月ないし 38 年 7 月に、A 県 B 市内の郵便局において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、被用者年金加入者との婚姻（昭和 33 年 8 月）による合算対象期間（カラ期間）であることから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人が A 県 B 市において国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号が「E」の同記号が払い出されることとなるが、申立人の同号については F 社会保険事務所において払い出された「G」であることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人は、昭和 37 年 1 月ないし 38 年 7 月に郵便局において国民年金の加入手続を行い、第 1 回目の保険料 200 円ないし 300 円をその場で納

付したと主張しているが、国民年金の加入手続については、通常、居住市町村の役所の窓口において行うものであり、かつ、現年度保険料については郵便局で納付できないことから、申立人の主張には不自然さがみられる。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 34 年 2 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 2 月から 34 年 2 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社において昭和 31 年 7 月 1 日から 34 年 2 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社が管理している申立期間当時の「健康保険厚生年金保険被保険者台帳兼保険料控除計算書兼諸給付記録簿」には、申立人の名前は無く、厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、A社に申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したものの、当時の資料が残存していないため、確認できない旨の回答であった。

加えて、申立期間当時の複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 31 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32 年 2 月 1 日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同名簿では、他者の記録において申立期間内の 32 年 10 月及び 33 年 10 月に標準報酬月額の時給決定が行われたことが確認できることから、複数回にわたり申立人の記録のみ欠落したものは考え難い。

このほか、本申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 28 日から 39 年 2 月 21 日まで
② 昭和 39 年 2 月 21 日から 41 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 8 月 1 日から 44 年 6 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和 37 年 3 月 28 日から 39 年 2 月 21 日までの期間、同社C工場に勤務していた同年 2 月 21 日から 41 年 8 月 1 日までの期間及びD社E工場に勤務していた同年 8 月 1 日から 44 年 6 月 21 日までの期間について、同年 11 月 21 日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、各申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係るD社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から5か月後の昭和 44 年 11 月 21 日に申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかえぬ。

また、D社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 44 年 6 月 21 日の前後3年間に同資格を喪失した5人の「脱」の表示と脱退手当金の支給記録を照会したところ、同原票に「脱」の表示があるのは申立人のみで、脱退手当金の支給記録がある一方、同原票に「脱」の表示が無い4人については脱退手当金の支給記録が無いことから、同原票と社会保険庁の脱退手当金の支給記録は一致していることが認められる。

さらに、申立人に申立期間当時の状況を確認しても申立期間に係る脱退手

当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、各申立期間に係る脱退手当金の総支給額2万3,558円については、法定支給額2万9,352円と5,794円相違している。これについて、社会保険庁のオンライン記録では、脱退手当金の計算基礎月数については87か月（申立期間①、②及び③の月数と合致）となっているものの、平均標準報酬月額
の算定に当たり、昭和42年8月1日から43年8月1日までの12か月分又は同年8月1日から44年6月21日までの10か月分の標準報酬月額の合計額（いずれも24万円）を算入しておらず、算定誤りがあった事情がうかがえる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年5月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支所に勤務していた昭和20年4月1日から22年5月30日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。私は、19年4月にC自治体にあったA社本社に建築養成工として入社したが、空襲が激しくなり20年3月31日に同B支所に移動し建築養成工寮に入寮した。A社B支所では、建築養成工として戦災復興住宅建設作業の仕事に携わり、年一回の昇給時には健康保険厚生年金保険料の通知をもらった記憶があり、また、退職時には保険証の返還通知があったことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支所に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により、給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社本社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人（昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年3月25日に同資格を喪失）及びその同僚の名前が確認できるものの、A社B支所に係る同名簿には、申立人及びその同僚の名前は無い。

さらに、申立人が名前を挙げた申立期間当時の複数の同僚及び社会保険事務所が管理するA社B支所の厚生年金保険被保険者名簿により確認できた申立期間当時の複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が名前を挙げたA社B支所建築養成工寮の寮監二人に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社B支所と類似名称の事業所（A社D事務所）について調査した

ものの、同事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

このほか、本申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。